

第 5 6 号議案

豊川市国民健康保険条例の一部改正について

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊川市国民健康保険条例（昭和 3 6 年豊川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（<u> </u>基礎賦課総額） 第11条 保険料の賦課額のうち<u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>基礎賦課額（第26条、第26条の3及び第26条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。 （1） 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用<u> </u> <u> </u>の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費	（<u>一般被保険者に係る基礎賦課総額</u>） 第11条 保険料の賦課額のうち<u>法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）</u>以外の国民健康保険の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る<u>基礎賦課額</u>（第26条、第26条の3及び第26条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。 （1） 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用<u>（一般被保険者に係るものに限る。）</u>の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費

、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用_____

の額の
の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（_____

_____愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ（略）

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（_____

_____国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）_____

、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（愛知県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ（略）

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに愛知県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健

_____を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金_____

_____の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。))のための収入(_____

_____法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金_____

_____を除く。))の額

(3) (略)

(_____基礎賦課額)

第12条 保険料の賦課額のうち_____

_____基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者_____につき算定した所得割額

康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。))(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。))の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。))のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。))の額

(3) (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、被保険者の属する世帯の一般被保険者につき算定した所得割額

及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額

の合算額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる

。第20条の2の2

及び第20条の3において同じ。）とする

。

（基礎賦課額の所得割額の算定）

第13条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲

及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額

（一般被保険者と退職被保険者等とが同一

の世帯に属するときは、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世

帯別平等割額）の合算額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる

。第16条、第20条の2の2、第20条の2の

6及び第20条の3において同じ。）とする

。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲

渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第26条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第26条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(基礎賦課額の保険料率)

第15条 基礎賦課額の保険料率は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度

渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第26条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第26条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度

及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ（略）

2・3（略）

第16条から第19条まで 削除

及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ（略）

2・3（略）

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第16条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、被保険者の属する世帯の退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合にあって

(基礎賦課限度額)
 第20条 第12条_____の基礎賦課額_____

 _____は、65
 万円を超えることができない。
 (_____後期高齢者支援金等

は、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第17条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

第18条 削除

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第19条 第16条の被保険者均等割額は、第15条の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第19条の2 第16条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する法附則第6条第1項に規定する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(基礎賦課限度額)

第20条 第12条又は第16条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第25条及び第26条において同じ。)は、65万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等

賦課総額)

第20条の2 保険料の賦課額のうち

後期高齢者支援金等賦課額（第26条、第26条の3及び第26条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分

に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（

法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。

賦課総額)

第20条の2 保険料の賦課額のうち一般被保

険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第26条、第26条の3及び第26条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、愛知県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号

において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読

み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。

) の額

(3) (略)

(_____ 後期高齢者支援金等
賦課額)

第20条の2の2 保険料の賦課額のうち後期
高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属す
る被保険者 _____ につき算定した所得割額及
び被保険者均等割額の合算額の総額並びに
当該世帯につき算定した世帯別平等割額 _____

_____ の合計額とする。

(_____ 後期高齢者支援金等
賦課額の所得割額の算定)

第20条の2の3 前条の所得割額は、被保険
者 _____ に係る賦課期日の属する年の前年の
所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、
第20条の2の5の所得割の保険料率を乗じ
て算定する。

(_____ 後期高齢者支援金等
賦課額の保険料率)

第20条の2の5 _____ 後期高
齢者支援金等賦課額の保険料率は、次に掲
げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金
等賦課総額の100分の35に相当する額を当
該年度の前年度及びその直前の2か年度
の各年度における被保険者 _____ の数等を
勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区
分に応じ、それぞれ次に定めるところに
より算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯
後期高齢者支援金等賦課総額の100分の
15に相当する額を当該年度の前年度及
びその直前の2か年度の各年度におけ
る被保険者 _____ が属する世帯の数等を
勘案して算定した数から特定世帯の数
に2分の1を乗じて得た数と特定継続
世帯の数に4分の1を乗じて得た数の

) の額

(3) (略)

(一般被保険者に係る 後期高齢者支援金等
賦課額)

第20条の2の2 保険料の賦課額のうち後期
高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属す
る 一般被保険者 につき算定した所得割額及
び被保険者均等割額の合算額の総額並びに
当該世帯につき算定した世帯別平等割額 (一
般被保険者と退職被保険者等とが同一の
世帯に属する場合には、当該世帯を一般被
保険者の属する世帯とみなして算定した世
帯別平等割額) の合計額とする。

(一般被保険者に係る 後期高齢者支援金等
賦課額の所得割額の算定)

第20条の2の3 前条の所得割額は、 一般被
保険者 に係る賦課期日の属する年の前年の
所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、
第20条の2の5の所得割の保険料率を乗じ
て算定する。

(一般被保険者に係る 後期高齢者支援金等
賦課額の保険料率)

第20条の2の5 一般被保険者に係る 後期高
齢者支援金等賦課額の保険料率は、次に掲
げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金
等賦課総額の100分の35に相当する額を当
該年度の前年度及びその直前の2か年度
の各年度における 一般被保険者 の数等を
勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区
分に応じ、それぞれ次に定めるところに
より算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯
後期高齢者支援金等賦課総額の100分の
15に相当する額を当該年度の前年度及
びその直前の2か年度の各年度におけ
る 一般被保険者 が属する世帯の数等を
勘案して算定した数から特定世帯の数
に2分の1を乗じて得た数と特定継続
世帯の数に4分の1を乗じて得た数の

合計数を控除した数で除して得た額 イ・ウ（略） 2・3（略） 第20条の2の6から第20条の2の10まで 削除	合計数を控除した数で除して得た額 イ・ウ（略） 2・3（略） <u>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）</u> 第20条の2の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、被保険者の属する世帯の退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。 <u>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</u> 第20条の2の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第20条の2の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。 第20条の2の8 削除 <u>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定）</u> 第20条の2の9 第20条の2の6の被保険者均等割額は、第20条の2の5の規定により算定した額と同額とする。 <u>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定）</u> 第20条の2の10 第20条の2の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第20条の2の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額 （2）特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する法附則第6条第1項に規定する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第20条の2の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額
---	--

(後期高齢者支援金等賦課限度額)
第20条の2の11 第20条の2の2 _____
_____の後期高齢者支援金等賦課額_____

_____は
、24万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)
第20条の2の12 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第26条及び第26条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第20条の2の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)
第20条の2の11 第20条の2の2又は第20条の2の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第20条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額と第20条の2の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第25条及び第26条において同じ。）は、22万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)
第20条の2の12 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第26条及び第26条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに

限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（

_____法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) (略)

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第25条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第20条の2の2 _____の額

（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第20条の3の額又は次条第1項各号（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第26条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条 _____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第26条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法

第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減

限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び

第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) (略)

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第25条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第12条、第16条、第20条の2の2若しくは第20条の2の6 _____の額

（被保険者数が増加し、又は _____減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第20条の3の額又は次条第1項各号（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第26条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条若しくは第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第26条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法

第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減

少した場合には、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは 第20条の2の2

の額、第20条の3の額又は次条第1項各号に定める額、第26条の3第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第26条の3第4項第1号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

3 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第26条 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。)を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、29万5,000円に当該年度の保険料

少した場合には、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第16条、第20条の2の2若しくは第20

条の2の6の額、第20条の3の額又は次条第1項各号に定める額、第26条の3第1項に定める第15条若しくは第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第26条の3第4項第1号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

3 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第26条 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。)を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、29万円に当該年度の保険料

賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ（略）

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた金額）に、54万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ（略）

2・3（略）

- 4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条_____」とあるのは「第20条の2の2_____」と、「65万円」

賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ（略）

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた金額）に、53万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ（略）

2・3（略）

- 4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の2の2 又は第20条の2の6」と、「65万円」

とあるのは「24万円」と、前項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第20条の2の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

- 5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条_____」とあるのは「第20条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「前項第3号」とあるのは「前項第3号（第5項において読み替える場合を含む。）」と、第3項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第20条の6第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第26条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 （略）

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条の_____」とあるのは「第20条の2の5の_____」と、「第15条第2項」とあるのは「第20条の2の5第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第20条の2の5第3項」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、第26条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合におけ

とあるのは「22万円」と、前項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第20条の2の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

- 5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「前項第3号」とあるのは「前項第3号（第5項において読み替える場合を含む。）」と、第3項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第20条の6第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第26条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 （略）

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第19条」とあるのは「第20条の2の5又は第20条の2の9」と、「第15条第2項」とあるのは「第20条の2の5第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第20条の2の5第3項」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、第26条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合におけ

る当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第26条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) (略)

5 (略)

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条の_____」とあるのは「第20条の2の5の_____」と、「第15条第2項」とあるのは「第20条の2の5第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第20条の2の5第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第26条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条_____の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。)

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条_____」とあるのは「第20条の2の2_____」と、「65万円」

る当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第26条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) (略)

5 (略)

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第19条」とあるのは「第20条の2の5又は第20条の2の9」と、「第15条第2項」とあるのは「第20条の2の5第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第20条の2の5第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第26条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。)

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の2の2又は第20条の2の6」と、「65万円」

とあるのは「24万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第20条の2の5第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条_____」とあるのは「第20条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第20条の6第2項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第26条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条_____の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条_____」とあるのは「第20条の2の2_____」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第20条の2の5第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、

とあるのは「22万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第20条の2の5第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第20条の6第2項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第26条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第16条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の2の2又は第20条の2の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第20条の2の5第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、

「第12条_____」とあるのは「第20条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条第2項」とあるのは「第20条の6第2項」と読み替えるものとする。

「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条第2項」とあるのは「第20条の6第2項」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市国民健康保険条例第20条の2の11、第26条第1項及び第4項並びに第26条の4第3項及び第7項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い後期高齢者支援金等賦課限度額及び保険料の減額に係る所得判定基準額を引き上げるとともに、国民健康保険法の一部改正に伴い所要の規定の整備を行う必要があるからである。